

新潟市工業振興条例施行規則の規定に基づく助成金の対象経費等を定める要綱

(定義)

第1条 この要綱で規定する用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業者を構成員とする団体で法人格を有するものをいう。ただし、共同事業の場合、共同事業者に中小企業者以外の法人があるときは、中小企業者以外の法人とする。
- (2) 市外工業者 本店の登記上の所在地が新潟市外（以下、「市外」という。）である工業者で新潟市内（以下、「市内」という。）に工場を有しないものをいう。ただし、共同事業の場合、全ての者において本店の登記上の所在地が市外であり、かつ、市内に工場を有しないときは市外工業者とみなす。
- (3) 市内工業者 市内に工場を有する工業者をいう。ただし、共同事業者の場合、全ての者において前号の規定に該当しないときは市内工業者とみなす。
- (4) 投下固定資産 工場の建設に伴い当該工場の操業開始後90日を経過するまでの間に新たに取得した所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第18号に規定する固定資産のうち有形固定資産をいう。
- (5) 新規常用雇用者 工場の建設に伴い当該工場の操業開始後90日を経過するまでの間に新たに常用雇用した市内に住所を有する従業員で雇用保険の一般被保険者であるものをいう。ただし、市内の別工場や事務所から指定工場へ異動した者の不足分について、共同事業者が新規常用雇用者を雇い入れた場合の給与も含む。
- (6) 建設 新設、増設又は移設をいう。
- (7) 新設 市内に新たに土地を取得（賃貸借を含む。第9号において同じ。）し、建築若しくは売買により当該土地に工場を取得すること又は市内に新たに土地及び建物を賃貸借し、工場を設置すること。
- (8) 増設 既存の工場の同一敷地内において当該工場を拡張すること。
- (9) 移設 既存の工場の全部を廃止し、市内に新たに土地を取得し、建築若しくは売買により当該土地に当該工場と同一の用に供する工場を取得すること又は既存の工場の全部を廃止し、市内に新たに土地及び建物を賃貸借し、当該工場と同一の用に供する工場を設置すること。

(助成金の交付の指定の基準等)

第2条 新潟市工業振興条例施行規則（昭和59年新潟市規則第44号。以下「規則」という。）第2条に基づき定める助成金の助成対象経費、指定又は交付要件並びに額及び

限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 共同事業の場合、新潟市工業振興条例（昭和59年新潟市条例第41号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号の助成金は、別表第2に定める者に対して交付する。ただし、別表第1に掲げる助成対象経費の負担額について同額の者が2以上ある場合は、共同事業者が指定した者に交付することとする。

（提出書類）

第3条 規則第3条及び第7条に定める市長が必要と認める書類は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 規則第3条及び第7条ただし書に定める共同事業者が連名で市長へ提出する場合、別表第3に規定する書類のうち、次に掲げるものは当該共同事業者全ての者が提出しなければならない。

（1）法人の登記事項証明書（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定するものをいう。以下同じ。）又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条に規定するものをいう。以下同じ。）

（2）最新の決算書（写し）

（3）市税の納税証明書

（4）同族会社等の判定に関する明細書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第34条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（写し）

- 3 市長は、指定申請対象事業又は助成金交付対象事業の内容により必要がないと認める場合にあつては前2項に定める書類の全部又は一部を省略させ、必要があると認める場合にあつては前2項に定める書類以外の書類の提出を求めることができる。

- 4 市長は、助成金交付の効果測定のために、助成金の交付の指定を受けた者に対し、助成金を交付した年度の決算書の提出を求めることができる。

（規則別表第1備考2に定める指定地区）

第4条 規則別表第1備考2に定める指定地区は、次のとおりとする。

指定地区名	区域
濁川地区	新潟市北区濁川字大島の一部
両川南地区	新潟市江南区割野字要作の一部
両川東地区	新潟市江南区割野字岡崎の一部
下早通地区	新潟市江南区亀田早通字東郷の一部
新潟東スマートIC地区	新潟市江南区西野の一部
白根北部地区	新潟市南区北田中字宮下の一部
小新流通東地区	新潟市西区小新字大通の一部、同区北場字下田割の一部

的場流通南地区	新潟市西区北場字立野の一部、同区亀貝字寅明の一部、同区小新字的場の一部
---------	-------------------------------------

(その他)

第5条 助成金の指定等に関し、この要綱に定めがないものについて市長が必要と認めるときは、その都度必要な事項を決定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、規則の規定を適用するために決定した事項は、この要綱の施行の日以後もなお効力を有する。

(指定地区に工場を建設する場合の特例)

3 工場を新設する市外工業者が令和2年度から令和6年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた場合における当該市外工業者に対する別表第1の規定の適用について、第4条で定める指定地区に工場を新設する場合は、別表第1用地取得助成金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」とする。

4 工場を建設する市内工業者が令和3年度から令和6年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた場合における当該市内工業者に対する別表第1の規定の適用（第4条で定める指定地区に工場を建設する場合に限る。）については、別表第1用地取得助成金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「3億円」とする。

(用地取得助成金の交付要件の特例)

5 平成29年度から令和元年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者で条例第6条第1号の規定による変更の届出（この項の規定の適用に係る変更の届出に限る。）を行つたものに対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「3年以内」とあるのは「5年以内」とする。

6 令和2年度から令和6年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「3年以内」とあるのは「5年以内」とする。

(工場建設促進助成金の交付要件の特例)

7 令和3年度から令和6年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者に対する別表第1の規定の適用（第4条で定める指定地区に工場を建設する場合に限る。）については、別表第1工場建設促進助成金の項中「3年間」とあるのは「5年

間」とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	助成対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額
用地取得助成金	<p>特定地域に自らの業の用に供する工場を建設するための用地（環境整備促進助成金の対象となる施設のための用地を除く。以下用地取得助成金の項において同じ。）の取得費（造成費を含む。）</p> <p>ただし、非製造業の用に直接供する部分は助成対象外とする</p>	<p>(1) 用地取得面積が1,500平方メートル以上であり、かつ、工場建築面積が用地取得面積の20パーセント以上であること。</p> <p>(2) 用地取得後3年以内に操業開始すること。</p> <p>(3) 操業開始後、10年間継続して事業を営み、その間他に転売しないこと。</p> <p>(4) 建物が製造業の用と非製造業の用で混在する場合、製造業の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。</p>	<p>助成対象経費の20パーセント以内の額とし、1億円を限度とする。</p>
用地等賃借助成金	<p>市内における自らの業の用に供する工場及びその用地又はそのいずれかの賃借に要する経費</p> <p>ただし、非製造業の用に直接供する部分は助成対象外とする</p>	<p>(1) 用地の賃借を伴う場合にあっては用地の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、工場の建築面積が用地の面積の20パーセント以上であること、用地の賃借を伴わない場合にあっては賃借する工場の床面積が1,000平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日から3年以内に操業を開始すること。</p> <p>(3) 操業開始後、10年間継続して事業を営むこと。ただ</p>	<p>(1) 工場及びその用地又はそのいずれかの賃借に要する経費（敷金、礼金及び共益費を除く。）の10パーセント以内の額とし、3,000万円を限度とする。</p> <p>(2) 操業開始後1年を経過した日の属する年度から3年間交付する。</p>

		し、操業開始後、市内で事業拡大を目的とした移設をする場合は、この限りではない。 (4) 建物が製造業の用と非製造業の用で混在する場合、製造業の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。	
環境整備促進助成金	市内における工場の建設に伴う次の施設の整備に要する経費のうち、市長が必要と認める経費 (1) 道路 (2) 排水施設 (3) 公園 (4) 消防施設 (5) その他公益的施設で市長が定める施設	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を必要とするものであること。	助成対象経費の50パーセント以内の額とし、5,000万円を限度とする。
工場建設促進助成金	市内における工場の建設に要する経費 ただし、非製造業の用に直接供する部分は助成対象外とする	(1) 中小企業者 投下固定資産の取得価額が5,000万円以上であること。 (2) 中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上であること。 イ 新規常用雇用者（市外に住所を有する従業員を含む。）の数が30人以上（工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項により経済産業大臣が作成	助成対象工場の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内の額とし、当該投下固定資産に対して新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から3年間交付する。

		<p>した工場立地調査簿に登載された工場適地については、10人以上)であること。</p> <p>(3) 建物が製造業の用と非製造業の用で混在する場合、製造業の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。</p>	
		<p>(1) 新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）第146条の2第1項に規定する事業に対して課される事業所の資産割額を納付していること。</p> <p>(2) 建物が製造業の用と非製造業の用で混在する場合、製造業の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。</p>	<p>助成対象工場の建設に対して課される事業所の資産割額相当額以内の額とし、新たに当該事業所の資産割額が課されることとなった年度から3年間交付する。</p>
工場集団化等促進助成金	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第4号に掲げる事業を行うのに必要な経費で工場及び共同施設の建設に要する経費</p> <p>ただし、非製造業の用に直接供する部分は助成対象外とする</p>	<p>(1) 中小企業者であること。</p> <p>(2) 建物が製造業の用と非製造業の用で混在する場合、製造業の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。</p>	<p>助成対象工場の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内の額とし、当該投下固定資産に対して新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から3年間交付する。</p>
雇用促進助成金	<p>市内における工場の建設に伴う雇用拡大に要</p>	<p>(1) 中小企業者</p> <p>ア 投下固定資産の取得価額</p>	<p>新規常用雇用者1人につき25万円と</p>

	する経費	<p>が5,000万円以上であること。</p> <p>イ 新規常用雇用者の数が10人以上であること。</p> <p>ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること。</p> <p>(2) 中小企業者以外の者</p> <p>ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上であること。</p> <p>イ 新規常用雇用者の数が30人以上であること。</p> <p>ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること。</p> <p>(3) 建物が製造業の用と非製造業の用で混在する場合、製造業の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。</p>	し、2,500万円を限度とする。
--	------	---	------------------

備考

- 1 表中の「特定地域」とは、市内における都市計画法第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに次の表に掲げる工業地域その他市長が特に必要と認める地域をいう。

工業地域名	区域
新潟食品工業団地	新潟市江南区江口の一部
豊栄中部工業団地	新潟市北区木崎字尾山前の一部
木津工業団地	新潟市江南区木津工業団地の一部
古川原工業団地	新潟市西蒲区和納字川原の一部
升岡工業団地	新潟市西蒲区升岡新田字二番割の一部、同区大潟村古新田字石塚の一部、同区大潟村古新田字中ノ島の一部、同区升潟字中ノ島の一部
居宿工業団地	新潟市南区居宿字新通の一部
千日上工業団地	新潟市南区西白根字千日上の一部
今井工業団地	新潟市西蒲区今井字沼下の一部、同区新飯田潟字下新田の一

	部、同区国見字大沼の一部、同区遠藤字場根の一部、同区横戸字前田の一部
井随工業団地	新潟市西蒲区井随字千日の一部
大原流通団地	新潟市西蒲区大原字千日の一部、同区大原字上反甫の一部
大別当工業団地	新潟市南区大別当字芝原の一部
西萱場工業団地	新潟市南区西萱場字筒中際の一部、同区西萱場字入用の一部
上曲通工業団地	新潟市南区上曲通字居裏の一部、同区上曲通字鍬先の一部、同区西萱場字筒中際の一部、同区西萱場字入用の一部
下曲通工業団地	新潟市南区下曲通字中江下の一部
小吉工業団地	新潟市西蒲区小吉の一部、同区上小吉の一部
打越第1工業団地	新潟市西蒲区打越字宮上の一部、同区打越字孤島の一部
打越第2工業団地	新潟市西蒲区打越字焼野の一部
打越西部工業団地	新潟市西蒲区打越字沼の一部
島工業団地	新潟市西蒲区赤館字島の一部、同区安尻字本途大川端の一部

2 表中の「事業拡大」とは、既存の工場の敷地面積を超える規模の面積の用地を取得し、工場を設置することをいう。

3 表中の「用地取得助成金」又は「用地等賃借助成金」の交付の指定を受けた用地において、同一の事業内容の場合、用地取得助成金又は用地等賃借助成金の交付の指定を受けることはできないものとする。

4 表中の助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第2条関係）

区分	助成金交付対象者
用地取得助成金	共同事業者のうち、別表第1に規定する用地取得助成金の助成対象経費を最も多く負担した者
用地等賃借助成金	共同事業者のうち、別表第1に規定する用地等賃借助成金の助成対象経費を最も多く負担した者
環境整備促進助成金	共同事業者のうち、別表第1に規定する環境整備促進助成金の助成対象経費を最も多く負担した者。
建設促進助成金	共同事業者のうち、工場の建設に要する投下固定資産に賦課される固定資産税相当額を最も多く負担した者。
	共同事業者のうち、工場の建設に要するもので、新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）第146条の2第1項に規定する事業に対して課される事業所税の資

	産割額を最も多く負担した者。
工場集団化等促進助成金	共同事業者のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第4号に掲げる事業を行うため、工場及び共同施設の建設に要する投下固定資産に賦課される固定資産税相当額を最も多く負担した者。
雇用促進助成金	共同事業者のうち、指定工場における新規常用雇用者の給与を最も多く負担した者。

別表第3（第3条関係）

区分	指定申請の提出書類	交付申請の提出書類
用地取得助成金	(1) 事業計画書 (2) 土地売買契約書の案（写し） (3) 工場配置図及び設計図 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 土地の登記事項証明書 (7) 市税の納税証明書 (8) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）	(1) 土地売買契約書（写し） (2) 土地の登記事項証明書 (3) 工事設計書及び明細書 (4) 工事費の領収書（写し） (5) 工事又は物件の引渡しの完了を明らかにする書類 (6) 最新の決算書（写し） (7) 市税の納税証明書 (8) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）
用地等賃借助成金	(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書の案（写し） (3) 工場配置図 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）	(1) 賃貸借契約書（写し） (2) 土地及び工場の賃借料の領収書（写し） (3) 最新の決算書（写し） (4) 市税の納税証明書 (5) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）
環境整備促進助成金	(1) 事業計画書 (2) 工場配置図及び設計図 (3) 工事請負契約書の案（写し） (4) 法人の登記事項証明書又は住民票	(1) 工事設計書及び明細書 (2) 工事費の領収書（写し） (3) 工事又は物件の引渡しの完了を明らかにする書類

	<p>の写し</p> <p>(5) 公共施設の管理者の同意及び協議の内容を示す書類</p> <p>(6) 最新の決算書（写し）</p> <p>(7) 市税の納税証明書</p> <p>(8) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）</p>		<p>(4) 最新の決算書（写し）</p> <p>(5) 市税の納税証明書</p> <p>(6) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）</p>	
工場建設 促進助成 金	(1) 投下固定資産の取得価額を指定又は交付要件とする場合	<p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 建築確認通知書（写し）及び設計図書</p> <p>(3) 取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類</p> <p>(4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し</p> <p>(5) 最新の決算書（写し）</p> <p>(6) 市税の納税証明書</p> <p>(7) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）</p>	(1) 投下固定資産の取得価額を指定又は交付要件とする場合	<p>(1) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類</p> <p>(2) 固定資産課税台帳（写し）</p> <p>(3) 新規常用雇用者（市外に住所を有する従業員を含む。）の住民票の写し、給与台帳及び事業所別雇用保険被保険者台帳（中小企業者を除く。）</p> <p>(4) 最新の決算書（写し）</p> <p>(5) 市税の納税証明書</p> <p>(6) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）</p>
	(2) 事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合		(2) 事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合	<p>(1) 事業所税申告書（写し）</p> <p>(2) 最新の決算書（写し）</p>

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 市税の納税証明書 (4) 同族会社等の判定に関する明細書（写し）
工場集団 化等促進 助成金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 建築確認通知書（写し）及び設計図書 (3) 取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関する明細書（写し） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2) 固定資産課税台帳（写し） (3) 最新の決算書（写し） (4) 市税の納税証明書 (5) 同族会社等の判定に関する明細書（写し） 	
雇用促進 助成金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 建築確認通知書（写し）及び設計図書 (3) 取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5) 最新の決算書（写し） (6) 市税の納税証明書 (7) 同族会社等の判定に関する明細書（写し） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2) 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳及び事業所別雇用保険被保険者台帳 (3) 最新の決算書（写し） (4) 市税の納税証明書 (5) 同族会社等の判定に関する明細書（写し） 	